

# ハイエク思想における共和主義的契機

太子堂 正称（東洋大学）

## 1. はじめに

本報告の目的は、ハイエク思想における共和主義的要素を探求し、合わせて現代の共和主義論の文脈に位置づけることである。経済や個人の私的領域への政府の介入を否定し、自由な市場秩序を強力に推奨するハイエクの思想と、能動的市民による積極的な政治参加を唱え、経済合理性や経済的利益による公共的徳への侵食を批判対象とする傾向にある共和主義思想との共通性について論じることには違和感を覚える向きもあるかもしれない。ハイエク自身も、自らの思想を共和主義の名で呼んだことはなく、確かにそうした市民的徳を強調する共和主義とハイエクの立場は簡単には相容れないが、一方で、スキナー (Skinner 1998) やペティット (Pettit 1997) が強調する共和主義の「ネオ・ローマ的」伝統とハイエク思想には多くの共通点が見いだせる。以下では、ハイエクの法の支配論の特徴を明確にしつつ、ペティットらの議論との比較を行うことで、彼の議論はいわば「消極的共和主義」という立場に位置づけることができることを示したい。

## 2. ハイエクの「法の支配」論

### (1) 法の「上位の法」への従属と階層的構造

ハイエクのルール概念が、「ノモス (nomos)」と「テシス (thesis)」という二分法に基づいていることはよく知られている。テシスが、家族や企業、各種アソシエーション、そして政府機関といった特定の組織、すなわち「タクシス」の内部のルールであり、その目的や運営方針を定めるものである一方、ノモスは、それを包括する自由な社会（「コスモス」）、自生的秩序のルールであり、所有権や私的領域の範囲、他者の行動や領域への侵害の禁止といった消極的なものに留まる。しかし、それは消極的ルールであるがゆえに、各個人や組織（テシス）の自由な行動を承認する源となる。

さらに彼は、特定の目的の達成を目的するテシスは組織の人々の「意志」に基づくとする一方、ノモスは「行為の様々な形態あるいは一定種類の行為の望ましさ、もしくは望ましくなさに関する見解」である「意見」に基づくとしてその対称性を強調する (Hayek 1976, p.13 訳 24 頁)。「意見」は、人々の具体的な目的を定めるのではなく、その上位概念としてそれらの当否を判断する基準であり、市場や社会活動の適切な枠組みについての認識である。

他方で、社会活動において様々な種類の組織が必要とされるのは当然であり、ハイエクは、組織のルールとしてのテシスそのものの存在は十分に認めている。彼が問題視するのは、一つの組織のルールに過ぎないテシスがその枠を超えて、社会全体に拡張され適用されることであり、その典型例が、近代以前の家父長制的国家や近代のファシズム、あるいは社会主義体制といった統制された社会である。テシスによる国家の運営は、人口規模の小さな古代のポリスなど（「対面社会」あるいは「部族社会」）では可能かもしれないが、大規模な人口から成り、成員それぞれの意図や目的が互いに異なる「大きな社会」では、

そもそも不可能だと彼は考える。また、こうした彼の批判は、単に社会主義だけではなく、自由主義の正当化の方法そのものに深くかかわっている。すなわち、彼はこういった体制であろうと、社会のルールそのものを単一の理性によって「設計」することは不可能であり、理性や社会正義の名の下に強引にそれを適用しようとするのは「恣意的」以外のなにものでもないと考えているのである。

その意味で重要なのは、ルールをより「上位の法」に基礎づけることであり、テシスはノモスに従属する範囲でその存在が認められ、またノモスは、上述の「意見」に基づくことによってその正当性を担保される。「意見」は明確に成文化されていない、あるいは当事者によってきちんと明示できないことがほとんどであるが、慣習としての形成過程により、当該社会の人々の間に観念として存在する。われわれの行為や活動は「意見」に規制されておりそれらの当否の指針となっているのである。

ハイエクのルール概念は、こうした階層化された構造をなしている同時に、ヒュームやスミスなどスコットランド啓蒙の思想家たちによって展開された、脱神学的、世俗的、経験的な近代自然法論との親和性、近縁性を持っている<sup>1</sup>。その特徴は、第一に、ノモス、あるいはそれが前提にする「意見」とは、あくまでも人間の世俗的かつ人為的な行為に基づくと同時に、一人あるいは一世代の人間の「意志」ではなく、幾世代にもわたって継承されたものである。それは「人間の行為によるものではあるが、人間の設計の結果ではない」(A.ファースン) という意味で、また単一の立法者の目的意識的な「意志」を超えて超越的に存在しているという意味で、「恣意的」ではなく「自然的」なものである。第二に、そうした人間には直接全貌を把握できない体系を実践的な人間行為の中で「発見」していく重要性が強調されているが、それは同時に「発見的手続きとしての競争」過程の重視という彼の市場観とも密接な関連を持っている。

## (2) ハイエクの立法機構改革案

さらにハイエクは、こうしたルールの「発見」のために、独自の立法機構論を提唱する。そのために彼がまず重視するのが「裁判官」の役割である。「裁判官」は、個人や組織の行為が相対立し紛争状態になり判決を下す必要が生じた際、そのすべて自ら全部考案するわけではなく、その時点で所与である既存の「意見」や「ノモス」、あるいはそれに基づいて蓄積された判例を基準とする。「裁判官」が行うのは、そうした既存の体系の「修正」であって、全体を「設計」することではない。またその際に裁判官に求められることとしてハイエクが強調するのは、その「熟慮の上での努力 (deliberate effort)」(Hayek 1973, p.100 訳 135 頁) であるが、為政者の恣意的な立法や適用を「設計主義」として激しく拒否する彼の思想において、それは興味深い特徴となっている。ただ、裁判官はあくまでもそうした「恣意性」を排除するために「熟慮」を行うのであり、その裁量権は常に既存の「意見」やノモスを前提にし、それに規制されている。

---

<sup>1</sup> ハイエクの議論と自然法思想の類縁性を指摘する研究は比較的多くなされている。詳しくは、太子堂 (2005) を参照されたい。

民主主義はそれ自体では成立しえず、常にそれを規制する上位概念を必要とする。その適切な立法のために上述の裁判官の役割と合わせてハイエクが強調するのが、独自の議会改革案である。彼は、民主主義が利害集団による取引民主主義という「腐敗」(Hayek 1979, p.15 訳 28 頁)に陥ることを絶えず警戒しており、それが官僚制と結びついて彼らの「意志」あるいは「テシス」に基づく支配を招来することを怖れていた。そうした「腐敗」を防ぎ、民主主義の維持と権力の分立というジレンマを解消するために、彼は次のような二院制のモデルを提示する。

まずハイエクは、通常想起されるような、成人の男女全員を有権者とした普通選挙で選出される下院に対して「行政院」という名を与える。彼は、そうした通常の議会による「ノモス」の立法を断念しており、常に利害関係の争奪の場であることを避けられないとしてその役割を「テシス」の制定、すなわち年度ごとの予算案やそれに応じた政府による公共サービスの具体的な選定や執行の規則の決定に限定する。一方、上院に相当する議会には「立法院」という名が与えられ、こちらには、課税や労働、生産、建築、食品衛生などの基準、また会社法など競争の一般的ルールを策定する役割を委ねられている。またその成員の選出基準が独特であり、45歳から60歳までの男女において社会的名声を持ち「日常生活の中で力量を示してきた人」の中から15年任期で選出される。そうした非常に長い任期は、再選を目指して選挙民の短期的な利害に議員の判断が左右されないようにするためであり、毎年15分の1ずつ改選される。また、一度「行政院」に選出された議員は、「立法院」の非選挙権を持たないなど、徹底した権力の分散が図られている。

また、二院が採決したそれぞれの決議の妥当性に紛争が生じた場合は、先述の「裁判官」と「立法院」及び「行政院」の前成員とともに組織された「憲法会議」がその採決を行う。また、「裁判官」の任命や昇進は「立法院」の前成員からなる委員会に任されるなど、互いの権力の分散や均衡が意図され、「無制限の権力」としての「主権」はどこにも存在しない。さらに、こうした「立法院」の成員の決定のための職業や立場を超えた同世代の地域クラブといったコミュニティの創設などのハイエクの提案はたいへん興味深い。

しかし一方、ハイエクがそれ以上細かい具体案を示していないこともあり、こうした改革案の直接的な実行可能性には大きな疑問が残る。そもそも何を持って非選挙者の「力量」を判断するかも不明であるし、15年という長い任期を持つ議員に大きな権限を与えること自体の妥当性も問われるだろう。

しかし、まったく異なるシステムからなる元老院的な上院によって下院の権力を掣肘しようという試みや理念自体は共和主義的な性格を強く持っている。こうしたハイエクの「法の支配論」の特徴は、「腐敗」への対抗、「恣意性」の排除、そのための「立法機構の構築」の三点にまとめることができる。

### 3. ハイエクにおける共和主義

#### (1) 二つの共和主義類型とハイエク

現代の共和主義を巡る議論には大別すると二つの流れがあることはよく知られている(例えば、田中・山脇 2007、佐伯・松原 2008)。一つは、ポーコック (Pocock 1975) に

よって示された「シヴィック・ヒューマニズム（公共的人文主義）に基づく「古典的共和主義」である。その内容をあえて単純化するならば、市民の政治あるいは公的空間への積極的参加が共同体の存立基盤であり、それが専制君主や墮落した寡頭制及び民主制という「腐敗（corruption）」を防ぐとともに、なにより人格の卓越を達成する。確かに、この立場はハイエクとは簡単には相容れないように思われる<sup>2</sup>。

しかし、共和主義の伝統のもう一方には、体制を上記のような「腐敗」から防ぐための現実的な制度設計や統治機構論への関心がある。これは上記の理想主義と必ずしも対立するものではない。アリストテレスやキケロの理想的国政論は同時に、権力の「腐敗」に対する歯止めとしての混合整体論、すなわち、君主制的要素と貴族制的要素と民主制的要素による権力均衡という性格を強く持っていた。スキナー(Skinner 1998)やペティット(Pettit 1997)が強調する共和主義の「ネオ・ローマ的」伝統においては、こうした法や統治など制度面に関する議論に重点が置かれる。スキナーの関心の重点は思想史分析にある一方で、ペティットはより実践的な議論を展開し、スキナーと同様に、「非干渉としての自由(freedom as non-interference)」を消極的自由主義の特徴とした上で、それを乗り越えるため、恣意的な権力支配への対抗原理としての「非支配としての自由(freedom as non-domination)」という構想を示し、自由主義（リバタリアン及びリベラル）とコミュニタリアンとの論争を調停する可能性を示唆する。

恣意的な干渉あるいは権力を防止するための理想的な政体を樹立する際にペティットが主張するのが、「人の支配ではなく法の支配」（ハリントン）の原則の貫徹という意味での「法の帝国」、三権分立など機構の整備による「権力の分割」、多数派による専制や少数派の抑圧を防止し、意志決定を単なる数の多寡に還元しない「反多数決主義」という三つの条件からなる立憲主義であり、立法が特定の党派の利害に基づくことを否定すると同時に、こうした制度的枠組みが自由を担保する（Pettit 1997, pp.171-183）。こうした恣意性の排除としての自由概念や制度案はハイエクの立場と類似しており、親和的である。

近年の研究では、カツェンエルンボーゲンが、ペティットの共和主義論とハイエク思想との近縁性を主張する（Kacenelembogen 2011）。彼は、利己的集団の恣意性が統治に対して重大な脅威となる可能性を両者が認識している点、市場を適切に運営するための限定的な政府介入の必要性を認めている点に加えて、両者ともこうした自由を担保する法が形成される際の習慣の役割を強調し、設計主義的ではない累積的な知識の進化を両者が重視しているとして、同じ「穏健な認識論的立場 (a modest epistemological position)」（p.463）を取っていると指摘する。

しかしカツェンエルンボーゲンも留保をつけるように、両者の立場には大きな相違も存在する。両者を弁別する要素とは、ペティットの強調する「異議申し立て型民主政

---

<sup>2</sup> ただハイエクは、イギリスにおけるコモン・ローの発展を考察し自らの議論に組み入れるにあたって、ポーコックの『古代の国制と封建法』（1957年）に依拠した上で、次のように賛辞を送っている。「私はここで、『自由の条件』において、軽率にもこの素晴らしい書物に言及しなかったという過ちを訂正したい。というのも、その本の最終的な校訂において、ポーコック史の著作から多大な恩恵を受けたからである」（Hayek 1978, p.256 訳 71 頁）

(contestatory democracy)」（Pettit 1997, p.185）の概念である。彼は、権力の単なる干渉だけではなく恣意性を排除し、公正な法の支配を達成するためには、単に選挙による統一的な権力の樹立だけではなく、むしろ、それに対する絶えざる異議申し立てのための具体的な権利や制度の確立が必要となると主張する。それによる討論こそが、恣意的支配なき「熟議共和制 (deliberate republic)」（Pettit 1997, p.187）のための条件なのである。

一方、ハイエクは、そうした直接的な討議過程の有効性を強調することはない。討議そのものは当該社会の目指すべき「意見」を涵養するためにはもちろんある程度の役割を果たすであろう。しかし、そこでの意志決定は、そのまま全体の方針として採用されるべきものではない。むしろ、それを抽象化し長期的な慣習との整合性を図る作業がより重要であり、そのために上述のような裁判官の役割の強調や、上院の成員資格の制限を図るのである。その意味では、ハイエクは政治過程を無視はしないまでも、その影響を可能な限り制限し、立法過程に従属させることを重視する。彼が腐心するのは、討議への直接的参加やそれを即時に政策に反映させることではなく、いかにそれを間接的に取り扱うかということにある。その背景には、ハイエクにとって知識とはあくまでも個人に分散したものでしかなく、それを総体として把握することは不可能であり、基本的には市場活動の「結果」としてのみ示されるという独自の知識論がある。

しかし、そうした相違はあるものの、第一に、単なる多数決に還元されない「法の支配」を達成するための統治機構論、第二に、恣意性としての権力の排除、第三に、累積的な知識の進化の重視という立場において、彼らの立場は共通すると言えよう。

ペティット自身は、ハイエクの議論を「非支配としての自由」ではなく、「非干渉としての自由」論の代表者であるとして、自らの議論とは区別しようとする (Pettit 1997, p.89)。彼はそうした区別によって、一般的な意味での消極的自由主義—特にホッブズやベンサム—と自らの共和主義的自由の観念の差異を強調して、後者の独自性を際立たせようとするが、一方彼は、ハイエクの議論が狭い意味での消極的自由主義とは区別される点を見落としている<sup>3</sup>。

## (2) 「真」の民主主義としての「ディマーカーキー」

その上でハイエクは、法の支配のもとに制限された適切な民主主義を表現する用語として、「デモクラシー (democracy)」に代えて「ディマーカーキー demarchy」を使用することを提案する。「デモクラシー」とは「民衆 (demos)」と「力 (kratos)」の結合した言葉であるが、そこに彼は特定の目的を志向する「意志」による無制限の権力を読み取る。一方、「ディマ

---

<sup>3</sup>消極的自由と積極的自由という二分法の祖であるバーリンにおいても、単に前者のみを称揚し、いかなる個人の選好をも同一平面上に扱うという価値相対主義を目的としていたわけではない。むしろ彼は、個々人の価値観の共約不可能性を認めた上で、それらは無制約、恣意的なものであってはなし、その上で、他者の価値理念に対する無関心という相対主義ではなく、それらの相互承認と寛容を目的とする多元主義を主張する。消極的自由主義はそうしたあくまで多元主義の前提なのである。バーリンの多元主義については、濱 (2008, 45-54 頁) を参照。また、ハイエクの議論はコミュニタリアンの議論とも一定の親和性があることが指摘されている (土井 2013)。

一キー」は、「民衆(demos)」と「支配 (archein)」の合成語であるが、彼はそれを「恣意的な指令」ではない「人々に周知の確立された法」による「支配」を意味するものとする (Hayek 1967, p.96 訳 228 頁)。

佐伯・松原編 (2007、36 頁) は、共和主義の特徴を①「共通の善」を目指す政治、②「美德」を持った市民、③自立した自由な個人と国家、④愛国心と政治的義務、⑤市民としての対等性・平等性、⑥法」による支配、⑦権力の墮落・腐敗への批判、⑧政治体制としての権力の分散、混合政体、⑨商業や金銭主義的な市場競争社会 (商業社会) への警戒、の九つに分類した上で、その色合いは論者によって異なり、その程度によって共和主義は、時には民主主義、また別の場合にはリベラリズムとほぼ同一の相貌を見せたり、また商業文明と親和的であったりそれに対立したりすると指摘する。

確かに、ハイエクの議論と⑨の特徴は完全に相いれるものではないし、④の愛国心といった要素は少なくとも強調されることはない。一方、③や⑤の要素のみならず、⑥や⑦、⑧の要素は顕著に見られる。本節で取り上げた彼の議会改革案は、利害関係や党派抗争から「公的事項(res publica)」を切り離し、保護された領域で議論することを目的としていた。その意味で、彼の議論はよく誤解されるように民営化、あるいは私的領域 (res privata) のみに特化したものではない。仮に名付けるならば、彼の立場は消極的共和主義とでも言うべきものである<sup>4</sup>。その対象となるのは、「意見」としての全体の枠組みであり、特定の結果を志向する「意志」ではないが、それでも、後者は前者の統括する範囲内に限定された形ではあるは否定されてはいない。彼は共通の意志あるいは一般意志としての共通善を直接全面に押し出すことには懐疑的であるが、一方で、彼が強調した一般意見の重要性は上記の①の特徴とも必ずしも矛盾しない。また、「立法院」の選出方法は②とも関係していよう。彼は「大きな社会」において、「政治」によって全国民の単一の目的を設定することは不可能だとしたが、「大きな社会」の枠組み自体は人間の行為な長期的な累積過程に基づいており、またそれが、多数決による決定以前に、法や制度の枠組みを形成し規制する。

興味深いことに、ハイエクは、政治的領域の確保というよりもむしろ、その抑制のために共和主義的な概念を援用するが、この点に彼の議論の独自性がある。同時に、彼は、為政者や立法者の個人的な卓越や倫理性に民主主義の行く末を委ねるのではなく—それは、彼にとってあくまでも小集団の部族社会の論理に過ぎない—、統治機構の適切なあり方—確かにそれは未成熟な形に留まっているかもしれない—に、自由社会の安定性を託したが、それは共和主義思想の系譜の一端を表すものとして捉えることができる。

\*参考文献表は、当日配布させていただく予定です。

---

<sup>4</sup> ホノハンは、共和主義の形式を二つに分類し、政治空間への参加を重視する積極的なタイプを「強い (strong) 共和主義」、個人的自由を重視しその基盤としての機構論を重視するタイプを「道具的 (instrumental) 共和主義」と呼ぶ (Honohan 2002, p.8)。また、山脇 (2006) は、「実質的共和主義」と「形式的共和主義」という区分を採用する。